姫路城・書寫山圓教寺 V R謎解きイベント 企画運営業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月 姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運営業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務概要

VR (仮想現実) 技術を用いて作成した書寫山圓教寺の仮想空間内での謎解きイベントを実施し、当該施設の認知度向上と旅マエ (旅行者が旅行前に下調べをする期間) におけるプロモーションを強化することで、本市への誘客及び周遊の促進を図る。

また、令和5年度に姫路市が実施した姫路城VR謎解きイベント「姫路城と伝統の秘宝」において造成したコンテンツを活用し、書寫山圓教寺VR謎解きイベントと併せて復刻版の姫路城VR謎解きイベント「姫路城と伝統の秘宝」も遊ぶことができる仕組みとする。

2 参加資格

参加表明をする者(以下「参加表明者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日 制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しない こと。
- (3) 姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。 ア 公告の日において競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第4 08号)により業者登録名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)であ る場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下 「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」と いう。)を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み 替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則 第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申 立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて いないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と

子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 組合とその組合員
 - (4) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 平成26年4月1日以後に完了した、VRを利用したイベントの企画運営業務の履行 実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局観光コンベンション室(以下「観光コンベンション室」という。)

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 9階

電話 (079) 221-2121

FAX (079) 221-2101

(2) 契約条項

契約条項を 示す期間	令和 6年(2024年) 5月10日から 令和 6年(2024年) 7月 8日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第 2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	観光コンベンション室

参加表明者は、姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000024 131.html) に掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目		日時	
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年	5月10日	
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年	5月24日	午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和6年	5月28日	
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年	5月29日	午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年	5月31日	
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年	6月21日	午後4時
7	提案内容の面接ヒアリング	令和6年	6月26日	
8	契約候補者の特定	令和6年	6月28日	_
9	契約候補者の通知	令和6年	7月 1日	
1 0	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年	7月 8日	

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (4) 業務実績調書(様式2)
- (ウ) 履行実績を証する書類の写し(契約書及び業務内容のわかる書類)
- (エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (オ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3) (公告日以後に発行されたものの原本)
- (カ) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (令和6年2月10日以降に発行されたものの原本)
- イ 提出部数

1 部

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

エ 提出場所

観光コンベンション室

才 提出期間(参加表明受付期間)

令和6年5月22日午前9時から同月24日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時か

ら正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送 により提出する場合は、提出期間最終日の正午必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年5月28日に参加資格確認通知書を電子メール により通知する。

- イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月31日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面(様式は任意)により観光コンベンション室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。
 - ア 提出書類

質疑書(様式3)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出場所(送信先アドレス)

kanko@city.himeji.lg.jp

工 受付期間

令和6年5月29日午後4時までとする。

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。
 - ア 回答開始日時

令和6年5月31日

イ 回答方法

回答は、電子メールで全ての参加者に送付する。

- (3) その他
 - ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加 又は修正事項とする。
 - イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をし

ないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答 をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類(提案資料)

A4サイズの用紙を用い、まとめて提出できるようにすること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。なお、提案書には、次の事項を記載すること。

ア 誓約書(様式4)

イ 業務提案内容

姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運営業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)第1章第6項の業務内容について、補足説明資料を含めて30ページ以内で以下の内容を提案すること。

- (7) 業務実施方針(様式5-1)
- (4) 業務計画(様式5-2)
- (ウ) WEBサイト及び動画(様式5-3)
- (I) VR (様式5-4)
- (オ) ストーリー及びシナリオ (様式5-5)
- (カ) 謎解き (様式5-6)
- (キ) 賞品(様式5-7)
- (ク) オプション (様式5-8)
- (ケ) プロモーション (様式5-9)
- (3) 運営方法(様式5-10)
- (サ) 独自提案等(様式5-11)
- ウ 事業費(様式6)

当該業務に必要な全ての経費を見積もること。

(2) 提出部数

提案資料の提出は原本1部、副本9部(副本は前号のイのみとする。)とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

観光コンベンション室

(5) 提出期間(提案受付期間)

令和6年6月19日午前9時から同月21日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から 正午まで及び午後1時から午後5時までとし(提出期限最終日を除く)、郵送により 提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

- ア 提案資料を提出した参加者(以下「提案者」という。)が特定できるような表示及 び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となる ことがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限り ではない。
- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差し替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する 場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 面接ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料について、ヒアリングを受けなければならない。ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な紙の資料の提出は認めない。
 - ア 日時・場所等(予定)

令和6年6月26日(水)・時間未定・姫路市役所内

※日時・場所等の詳細については、後日連絡する。実施日時に変更がある場合は、 指示に従うこと。ヒアリングの参加人数は3人以内とする。天災等の影響により、 ヒアリングの実施を延期又は中止し、若しくはオンラインで実施する場合がある。 また、ヒアリングを実施しない場合は、提出書類のみで審査する。

イ 時間配分

委員からの質疑15分程度を予定する。

- ※ ヒアリングの参加者数により、時間配分等を調整することがある。
- ウ その他の注意事項
 - (7) 質疑応答時の注意事項 委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。
 - (イ) ヒアリング会場での注意事項 ヒアリング会場において、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着 用は禁止とする。
 - (ウ) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合、失格となる場合がある。
- (2) その他

提案者が1者の場合でも、ヒアリングの審査を実施する。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1)審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号 に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運営業務委託 審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において実施する。
- ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ いずれの提案も前号における提案内容の評価(独自提案を除く。)において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- オ 審査の経過に対する問合せには応じない。
- カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、 提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最 も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費(受託希望金額)の最も低い者を契約候 補者とする。事業費(受託希望金額)の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それ らの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点
業務	業務実施方針	・本業務の目的及び趣旨についての認識は妥当か。	4点
全般 (14点)	業務計画	・要求水準書を踏まえた上で、効果的なスケジ ュールとなっているか。	10点
企画力 (72点)	WEBサイト及び動画	・参加したくなる魅力的なデザインや動画等を 制作できる見込みか。	10点
	VR	・利用予定のVRシステムまたはサービスのユーザビリティは高いか。・仮想空間を活かした工夫を凝らしているか。	12点
	ストーリー及び シナリオ		
	謎解き	・ストーリー及びシナリオに沿った参加したく なる魅力的な内容を考案できる見込みか。 ・姫路城への理解を深められる内容か。	10点
	賞品	・魅力的な賞品を提案できているか。	6点
	オプション	・実際に書寫山圓教寺を訪れると見ることができるオプションは魅力的かつ効果的か。	8点
	プロモーション	・本イベントを広く周知し、より多くの参加者を募る提案であるか。	8点
	運営方法	・要求水準書を踏まえた上で、効果的な運営方法であるか。	8点

独自提案等(6点)	・提案上限額内で魅力的な独自提案等があるか。	6点
	슴計	92点

イ 評価基準及び得点・得点化方法

(ア) 業務全般・企画力

次の表のとおり5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
В	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
С	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
Е	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

(イ) 独自提案等

次の表のとおり4段階評価で評価点を算出する。

評価	判断基準	得点
A	特に魅力的である	6 点
В	AとCの中間程度	4 点
С	魅力的である	2 点
D	魅力的でない、若しくは、提案がない	0点

(ウ) 事業費

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、 次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第 1位として、事業費(受託希望金額)に関する評価点の満点である8点を付与し、 その他の提案者の評価点は、8点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受 託希望金額との比率を乗じて得た数(小数点以下三位を四捨五入する。)とする。

8点×(全提案中最低の受託希望金額/提案者が示す受託希望金額)

ウ総合評価点

提案等に関する全委員の評価点の平均点(小数点以下三位を四捨五入する。)と事業費(受託希望金額)に関する評価点の合計により算出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 審査の経過に対する問合せには応じない。
- ウ 契約候補者の特定を令和6年6月28日に行う。特定の結果は、結果のいかんにか かわらず、速やかに各社宛てに書面で通知する。
- エ 特定された契約候補者は、令和6年7月5日午後4時までに、本件業務の見積書を 観光コンベンション室に提出すること。
- オ 特定された契約候補者は、姫路市と契約内容及び契約金額について、提案書の内容

をもとに協議を行い、契約を締結する。

- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月8日 を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切 受け付けない。

11 契約の方法

- (1)審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、本市と協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条 の規定を適用する。

12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号カの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面(様式は任意)により観光コンベンション室に 持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。)で提出すること。 なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第185号第1項第4号に定める提案上限金額を超える 金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した 者。
- (5) 要求水準書に対し重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

14 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

15 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、 指名停止を行うことがある。